

令和5(2023)年4月から資源・不燃ごみの出し方が変わります

A コンテナで仕分けするもの

出す場所：地区収集拠点（月2回）・リサイクルセンター

衣類等は、リサイクルセンターへ

<p>①アルミ缶  </p> <p>中を水洗い フタ・キャップ外す</p>	<p>②スチール缶  </p> <p>中を水洗い フタ・キャップ外す</p>	<p>③スプレー缶 </p> <p>中身を使い切る カラなら穴あけ不要</p>	<p>④一升ビン </p> <p>フタを外す、中を水洗い 金属製のフタは、燃えないごみ</p>	<p>⑤ビールビン  </p> <p>フタを外す、中を水洗い 金属製のフタは、燃えないごみ</p>
<p>⑥茶色のビン </p> <p>キャップを外す、中を水洗い 金属製のフタは、燃えないごみ</p>	<p>⑦無色ビン </p> <p>キャップを外す、中を水洗い 金属製のフタは、燃えないごみ</p>	<p>⑧その他の有色ビン </p> <p>キャップを外す、中を水洗い 金属製のフタは、燃えないごみ</p>	<p>⑨食用廃油（廃油をリサイクル） </p> <p>ペットボトルなどで出す 缶・ビンは不可</p>	<p>⑩有害ごみ </p> <p>蛍光管・電球・乾電池 LEDは燃えないごみ 水銀体温計・使い捨てライター</p>



写真：鳥栖市内

B ネットで仕分けするもの

袋などに入れて出さない



※汚れが取れないものは燃えるごみへ

⑪容器包装プラスチック

有色トレイ、食品包装、卵パック、菓子
麺類袋・ペットボトルのキャップとラベル など



⑫ペットボトル

涼飲料水、しょうゆ等調味料
キャップラベル外す、中を水洗い、つぶす



⑬白色トレイ

※白色のみ、有色は⑪容器包装プラへ

⑭発泡スチロール

※色不問、細分化不要(80 cm以内)

C ひもでくくって出すもの

「紙ひも」か「ビニールひも」でくくる

⑮新聞・チラシ

厚さ 30 cm以内で十文字にくくる

⑯雑誌類

厚さ 30 cm以内で十文字にくくる

⑰段ボール

厚さ 30 cm以内で十文字にくくる

⑱紙パック

アルミ箔付は**可燃ごみ**

⑲雑がみ

食品にふれていたもの・アルミ箔付

におい付き・よごれているものは

燃えるごみ



D 袋で出すもの

指定ごみ袋（黄色い袋）に入れて出す

⑳燃えないごみ **指定ごみ袋を購入する**

金属類(刃物(新聞紙包みハモノ等書く)、ナベなど)
ガラス類(コップ、かがみ など)
陶磁器類(茶碗、皿、花瓶、灰皿 など)
小型電気製品(ラジオ、ドライヤー など)
刃物類、割れた蛍光管・ガラスなどは、紙に包み、
「キケン」と書いて指定袋に入れる。



可燃ごみと粗大ごみの、出し方と出す場所は、これまでと同じです

(問合せ) 住民課環境衛生係 TEL 37-0335